

1 国民年金の給付の体系

重要度

A

<法改正チェック> 老齢基礎年金の受給資格期間が、25年から10年に短縮されたほか、これに伴う所要の改正が実施された。

1 老齢に関する給付

老 齢	支給要件
老齢基礎年金	①保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例及び保険料の納付猶予により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く）を有する者であること ②65歳に達していること ③保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合算した期間が10年以上あること
付加年金	①付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者であること ②老齢基礎年金の受給権を有していること

2 障害に関する給付

障 害	支給要件
障害基礎年金 (法30条の本来の障害基礎年金)	①初診日において、(イ)被保険者であるか又は(ロ)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者であること ②障害認定日において、障害等級〔1級及び2級〕に該当する程度の障害の状態にあること ③初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がある場合は、一定の保険料納付要件を満たしていること

3 死亡に関する給付

死 亡	支給要件
遺族基礎年金	①(イ)被保険者、(ロ)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者、(ハ)老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る）、(ニ)保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者、のいずれかに該当する者が死亡したこと

	<p>②前記①(イ)及び(ロ)の場合、死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、一定の保険料納付要件を満たしていること</p> <p>③(イ)配偶者については、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次の(ロ)の要件に該当する子と生計を同じくすること、(ロ)子については、18歳の年度末までの間にあるか、又は20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと</p>
寡婦年金	<p>①死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上である夫（保険料納付済期間又は学生納付特例及び保険料の納付猶予に係る期間以外の保険料免除期間を有する夫に限る。）が死亡したこと</p> <p>②夫の死亡当時、夫によって生計を維持していた65歳未満の妻について、夫との婚姻関係が10年以上継続していたこと</p> <p>③死亡した夫が障害基礎年金の受給権者でなかったこと、又は老齢基礎年金の支給を受けていなかったこと</p>
死亡一時金	<p>①死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数が36月以上ある者が死亡したこと</p> <p>②死亡した者が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがないこと</p> <p>③原則として、遺族基礎年金を受給できる遺族がないこと</p>

4 脱退に関する給付

脱退	支給要件
脱退一時金	<p>①請求の日の前日において請求の日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数が6月以上ある日本国籍を有しない者（被保険者でない者に限る）であること</p> <p>②老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと</p> <p>③障害基礎年金等の受給権を有したことがないこと</p> <p>④最後に被保険者の資格を喪失した日から起算して2年（同日において、日本国内に住所を有していた者は帰国後2年）以内に請求すること</p>

5 国民年金の給付の種類

国民年金法第15条（給付の種類）

この法律による給付（以下単に「給付」という。）は、次のとおりとする。

- 1 老齢基礎年金
- 2 障害基礎年金
- 3 遺族基礎年金
- 4 付加年金，寡婦年金及び死亡一時金

国民年金法による給付は，法本則においては，「老齢基礎年金，障害基礎年金，遺族基礎年金並びに付加年金，寡婦年金及び死亡一時金」の6種類が定められている。また，法附則において，「老齢年金」，「脱退一時金」，「特別一時金」が定められ，経過的に支給されている。

POINT

「付加年金，寡婦年金及び死亡一時金」は，第1号被保険者としての被保険者期間を対象とした独自給付である（第2号被保険者及び第3号被保険者としての被保険者期間は対象とならない）。

6 旧法と新法の給付の関係

昭和61年4月1日前までに年金の受給権が発生した者については，原則として，引き続き旧法による年金給付が支給され，昭和61年4月1日以後に受給権が発生した者については，新法による年金給付が支給される。

保険事故	旧 法		新 法	
	S.36.4	S.61.3	S.61.4	→ 現在
老 齢	① 老齢年金 ② 通算老齢年金 ③ 老齢福祉年金 ④ 付加年金		① 老齢基礎年金 ② 老齢福祉年金 ※3 ③ 付加年金	
障 害	⑤ 障害年金 ⑥ 障害福祉年金 ※1		④ 障害基礎年金	
死 亡	⑦ 母子年金 ⑧ 準母子年金 ⑨ 遺児年金 ⑩ 寡婦年金 ⑪ 死亡一時金 ⑫ 母子福祉年金 ※2 ⑬ 準母子福祉年金 ※2		⑤ 遺族基礎年金 ⑥ 寡婦年金 ⑦ 死亡一時金	

- ※ 1：昭和 61 年 3 月 31 日において「障害福祉年金」の受給権のある者が、昭和 61 年 4 月 1 日に、障害基礎年金に該当する障害の状態にあるときは、これを裁定替えして「障害基礎年金」を支給することとされた。
- ※ 2：昭和 61 年 3 月 31 日において「母子福祉年金・準母子福祉年金」の受給権者であった者については、昭和 61 年 4 月 1 日に、これらを裁定替えして「遺族基礎年金」を支給することとされた。これに対し、「母子年金・準母子年金」は、昭和 61 年 4 月 1 日以後も裁定替えされず、引き続き「母子年金・準母子年金」として支給されている。
- ※ 3：老齢福祉年金は、老齢基礎年金に裁定替えされずに、現在も、老齢福祉年金として、引き続き支給されている。

POINT

- 1 老齢基礎年金は、「大正 15 年 4 月 2 日以後」に生まれた者（旧制度の老齢・退職給付の受給権者を除く。）が支給対象者となる。
- 2 障害基礎年金は、「障害認定日」が昭和 61 年 4 月 1 日以後である者（福祉年金を除く。）が支給対象者となる。
- 3 遺族基礎年金は、「死亡日」が昭和 61 年 4 月 1 日以後である者（福祉年金を除く。）が支給対象者となる。